

網走市健康ポイント事業 業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

網走市健康福祉部健康推進課

1.趣旨

網走市では、健康的な生活習慣の定着や自己の健康管理を推進することで、市民が自ら主体的に健康づくりに取り組み、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的に平成28年度より「あばしり健康マイレージ事業」を実施してきた。具体的には、各種健（検）診や様々な健康づくりに関連する事業に参加する市民に対し、ポイントを付与し、そのポイントに応じて商品と交換するものである。

本事業は、これまで紙媒体で実施してきた「あばしり健康マイレージ事業」についてスマートフォンアプリを活用してデジタル化し、それにより、これまで比較的高齢層に偏っていた事業参加者の拡大を図り、広範な市民の健康づくり・健康管理への機運を醸成するとともに具体的な行動変容・持続的な健康増進活動へ促すことを目標とするものである。

以上を踏まえ、網走市健康ポイント事業を実施する事業者を選定すべく、本実施要領に基づき提案を募集する。

2.業務概要

（１）業務名

網走市健康ポイント事業

（２）業務内容

「網走市健康ポイント事業業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

（４）契約限度額

1,400,000円(税込)

※この金額は事業の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではありません。また、提案見積金額はこの上限を超えてはならない。

(5) 担当窓口

網走市 健康福祉部 健康推進課 担当:元村（モトムラ）

〒093-8555 北海道網走市南5条東1丁目10番地

電話 :0152-43-8450（直通）

E-mail:ZUSR-KF-KENKO-EISEI@city.abashiri.hokkaido.jp

3.実施の公告

(1) 公告方法

網走市公式ウェブサイトおよび網走市役所掲示板

(ウェブサイトURL:<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp//soshiki/11/15147.html>)

(2) 公告年月日

令和7年4月7日（月）

4.参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する入札制限に該当しないこと。

(2) 国税および地方税を滞納していないものであること

(3) 網走市契約に関する規則第44条第1項の規定に該当しないこと

(4) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平性27年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員等または同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

(5) 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けているものを除く。)でないこと。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(8) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5.実施スケジュール

内容	予定時期
公告日	令和7年4月7日（月）
参加表明書の提出	令和7年4月7日（月）～4月23日（水）
質問書受付	令和7年4月7日（月）～4月15日（火）
質問書回答	令和7年4月17日（木）
資格要件通知	令和7年4月25日（金）
企画提案書等の提出	令和7年4月25日（金）～令和7年5月9日（金）（必着）
ヒアリング審査	令和7年5月14日（水）
選定結果の通知・公表	令和7年5月15日（木）
契約締結	令和7年5月中旬（5月21日（水）予定）

6.公募型プロポーザル方式の中止等について

- (1) 緊急時等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消すことがある。
- (2) 参加表明書の提出状況により、実施スケジュールの内容等を変更することがある。
- (3) 中止等のお知らせは、網走市公式ウェブサイトに掲載する。
- (4) 上記の場合においても、本プロポーザルに要した費用を当市に請求することはできない。

7.参加表明書の提出等

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は次のとおり提出書類および添付書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を

提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類 各 1 部

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 事業者概要書（様式 2）（所定の記載事項が確認できれば任意様式でも可）
- ③ 業務実績概要書（様式 3）

(2) 添付書類 各 1 部

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- ② 消費税および地方消費税について未納税額のない証明書（原本）
- ③ 納税証明書（原本）

※本店所在地の市町村民税（本店所在地が特別区にある場合は都税）に滞納がないことの証明書とする。

※網走市に納税義務のない場合は、様式 4「網走市税に関する申立書」を提出すること。

- ④ 直近 3 ケ年の財務諸表

※①～③までの証明書について、発行後 3 ヶ月以内のものに限る。

(3) 参加表明書等の提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時まで
- ② 提出方法 担当窓口宛てに、持参又は郵送で提出するものとする。郵送の場合は 特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。

8.参加資格要件確認結果の通知

提出された参加表明書等の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果について令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知を電子メールにて提出者宛てに通知する。

（1）参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨および企画提案書の提出を要請する旨

(2) 参加資格を有しないと認めたものにあつては、参加資格がない旨、その理由、所定の期限までにその理由について説明を求めることができる旨およびその方法等

9.質問および回答

本業務およびプロポーザルについて質問がある場合は次のとおりとする。

(1) 受付期間 令和7年4月7日(月)～4月15日(火)午後5時

(2) 質問は所定の質問書(様式5)を電子メールにて担当窓口宛てに提出し、その後電話にて担当窓口へ送達確認すること。

※質問書を提出後の送達確認の電話連絡は上記提出期限内の土、日、祝日の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 質問書を提出する場合は「網走市健康ポイント業務」の文言を必ずメール件名の冒頭にいれること。

(4) 質問書はWordファイルにて提出すること。

(5) 質問書に関する回答は令和7年4月17日(木)に質問者宛てに電子メールで回答するほか市公式ウェブサイトにて質問とともに回答する。この場合、質問者の事業所名や氏名は公表しないものとし、また回答書に記載した内容は実施要領の追加または修正として取り扱うものとする。

10.選定方法および提出書類

参加資格が認められた参加者を対象に、企画提案書等の提出を求める他、企画提案内容のプレゼンテーションおよびヒアリング審査(以下「ヒアリング審査等」という。)を実施する。

(1) 提出書類

①業務実施体制表(様式6)

②緊急時等連絡フロー図(様式7)

③企画提案書(様式8に企画提案書(任意様式)を付し提出すること)

④見積書(様式9)

⑤業務工程計画表(様式10)

(2) 提出部数 各11部およびPDFデータ一式

（３）提出期限 令和７年５月９日（金）午後５時必着

（４）提出方法 担当窓口宛てに、持参または郵送で提出するものとする。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとし、提出期限必着とする。また、PDFデータ一式については担当窓口で電子メール等にて送付すること。なお、その際送達確認をすること。

（５）提出上の注意事項

①提出書類は全て紙媒体とし、用紙サイズはA4版とすること。なお、企画提案書内の図面等必要に応じてA3用紙（片袖折）の活用を認める。

②企画提案内容の補完のために、画像やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。

③使用する文字の大きさは１０ポイント以上とする。また企画提案書にはページ番号を付すること。

④提出後の記載内容の変更および差し替えは不可とする。

⑤企画提案書等については後述するヒアリング審査等における説明資料とする。

（６）提出書類の取り扱い

①提出された書類は、返却しない。また応募者の許可なく本事業の選定以外に使用しない。

②提出された書類は、プロポーザル審査のために複製することがある。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

③提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル応募者が負うものとする。

④提案書の提出は１者につき１案とする。

（７）ヒアリング審査等

ヒアリング審査等は次の通り実施する。

①企画提案者に対し、ヒアリング審査等を令和７年５月１４日（水）に実施する。

②ヒアリング審査等の時間、会場および順番は参加者宛てに別途通知する。

③出席者は、現場責任者（予定）を含めた最大３人までとする。

④ヒアリングは１社５０分（提案説明３０分、質疑２０分）とし、順次個別に行う。

⑤ヒアリング審査等ではパソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは企画提案者が用意し自ら操作すること。なお、パソコンの設置準備時間は持ち時間から除く（プロジェクターおよびスクリーン、パソコンと接続するHDMIケーブルは市が用意する）。

⑥ヒアリング審査等を欠席した場合は、企画提案書等の審査、評価および特定から除く。

1 1.参加の辞退

参加表明書または企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、令和7年5月12日（月）までに、辞退届（任意様式）を担当窓口宛てに持参、郵送または電子メールで送付すること。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによるものとする。また、電子メールの場合は電話での送達確認をすること。

1 2.受託候補者等の選定、通知および公表

（1）受託候補者等の選定方法

網走市健康ポイント事業審査委員会（以下「審査委員会という」）において応募書類とともに、別添の評価基準表により審査した結果をもとに受託候補者と次点者を選定する。なお、審査は非公開とする。

審査の総合得点が最も高い者を受託候補者として選定し、最高点の者が複数いた場合は、金額の最も安価な者を受託候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点の合計得点が満点の6割を超えない場合は、受託候補者として選定しない。このとき、審査対象者が1社の場合でも、合計得点が満点の6割を超える場合は受託候補者として選定する。

（2）審査結果の通知

受託候補者および次点者を選定した結果は令和7年5月15日（木）に参加者全員に対し郵送により次の事項を通知する。なお、審査結果に対する問い合わせおよび異議申し立ては一切受け付けない。

①受託候補者および次点者

②評価点数（合計点のみ）

③受託候補者にあっては、今後の契約手続きの旨

（3）審査結果の公表

受託候補者等の選定結果は、網走市公式ウェブサイトにおいて次の事項について公表するものとする。

①受託候補者等

（受託候補者および次点者のみ公表し、それ以外の参加者名は公表しない）

②評価点数（応募者が二者の場合は次点者の点数を公表しない）

③受託候補者の特定理由

（４）その他

・審査委員会の各審査委員名およびその採点結果は公表しない

13.契約に関する基本事項

（１）契約の締結

原則、企画提案時に提出された見積書をもって随意契約とする。ただし、市と受託候補者で本業務について協議し、内容について合意の上、業務委託仕様書を再作成する場合はその仕様書に基づく見積書を徴し、随意契約の方法による契約を締結する。

なお、特別の理由がなく、企画提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは失格とする。また、受託候補者が次に掲げる事項に該当する場合には、次点者と協議し、協議が整った場合は、次点者と契約を締結することとする。

①交渉が不調となった場合。

②地方自治法施行例第167条の4に規定される者に該当した場合。

③その他の理由による契約ができなかった場合。

（２）再委託等の禁止

①本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

②本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

（３）その他

委託契約の締結にあたっては、地方自治法や網走市契約に関する規則をはじめとする諸規定を適用する。

14.その他

（１）次のいずれかに該当した場合はその者を失格とする。

- ①提出期限までに企画提案書等が提出されない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③実施要領等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- ④審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

（２）秘密の保持

- ①受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- ②受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ③受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、適切な管理を行うこと。

（３）本プロポーザルにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本通貨とする。

（４）提出書類の作成、提出およびヒアリング審査等の参加費用は、参加者の負担とする

（５）市は参加者から提出された書類について、網走市情報公開条例（平成11年条例第29号）の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。